

制限付一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 東大阪市本庁舎展望フロア授乳室設置業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年11月30日まで
- (3) 業務内容 本庁舎展望フロア個室型可動式授乳室設置業務
- (4) 入札方法 制限付一般競争入札
- (5) 履行場所 東大阪市本庁舎22階（東大阪市荒本北一丁目1番1号）
展望ロビー内通路
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 仕様書等 本市ウェブサイト（管理課ページ）へ掲載する。

2 契約条項を示す場所

- (1) 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所12階 企画財政部資産経営室管理課
- (2) 公 告 日 令和7年7月24日（木）
※ 同日中に、本市ウェブサイト（管理課ページ）にも掲載する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 東大阪市財務規則第88条の2第1項の規定により令和6年・7年・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 仕様書及び関係法令を遵守し、適正な履行の確保を誓約できること。
- (6) 落札日の翌日から業務開始日までの間に、本業務を円滑に遂行できるよう習熟度を深め、迅速かつ安全に履行できること。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
現地見学受付	令和7年7月24日（木）から令和7年7月28日（月）正午まで	管理課へメール	5を参照
現地見学	令和7年7月29日（火） ※時間は、希望者に個別に連絡	—	5を参照
質疑受付	令和7年7月30日（水）午前9時から午後5時30分まで	管理課へメール	5を参照
同等品承認申請	令和7年7月30日（水）午前9時から午後5時30分まで	管理課へメール	6を参照
入札参加資格 審査申請	令和7年8月5日（火）から8月6日（水）各日午前9時から午後5時30分まで（郵送の場合は申請期間中に必着）	左記期間内に管理課へ持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便とすること）	7を参照
入札参加の辞退	令和7年8月21日（木）入札開始まで	管理課に連絡	7を参照
入札及び開札	令和7年8月21日（木）午前11時	別館2階第1入札室	8を参照

5 現地見学及び質疑について

- (1) 入札参加を希望する者のうち、履行場所の現地見学を希望する者は、本市担当課（「16 担当課」参照）までメールにてその旨を記載し、令和7年7月28日（月）正午までに送信し、送信後、電子メール送信の電話連絡を本市担当課へ行うこと。現地見学は令和7年7月29日（火）に実施するが、現地見学の時間及び見学可能場所は本市が決定するものとし、現地見学時に質疑を行うことは不可とする。
- (2) 入札参加を希望する者が質疑を行う場合は、質疑書（様式4）により本市担当課までメールにて令和7年7月30日（水）午前9時から午後5時30分までに送信し、送信後、電子メール送信の電話連絡を本市担当課へ行うこと。また、質疑に対する回答については、令和7年8月1日（金）までに本市ウェブサイト（管理課ページ）にて公表する。質疑に入札参加者名を特定できる内容等が含まれる場合は、回答の

際に一部加工することがある。なお、質疑がない場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づいて行い、入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 同等品承認申請

- (1) 仕様書に示す基準品以外の製品での入札を希望する場合は、製品名・型番・仕様等が記載されたカタログ等（該当ページを抜粋したもの）の資料を添付の上、同等品承認申請書（様式5）により本市担当課までメールにて令和7年7月30日（水）午前9時から午後5時30分までに送信すること。送信後、電子メール送信の電話連絡を本市担当課へ行うこと。また、同等品申請に対する回答については、令和7年8月1日（金）までに申請者に対しメールにて回答する。
- (2) 同等品承認が得られていない製品での入札は認めない。

7 入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

様式	書類の名称	注意事項
様式1	入札参加申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・押印省略可。 ・記入する申請日は「令和7年8月5日」又は「令和7年8月6日」とすること。
様式2	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・押印省略可。 ・記入する誓約日は様式1と同様とする。
様式3	受付票	商号又は名称を記入すること。
	760円分の切手を貼った長3号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用するので、宛名を記入しておくこと。

※ 各様式は、本市ウェブサイト（管理課ページ）からダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 12階 企画財政部資産経営室管理課

イ 申請期間 令和7年8月5日（火）から8月6日（水）各日午前9時から午後

5時30分まで（郵送の場合は申請期間中に必着とする。）

（3）入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果通知を令和7年8月7日（木）までに発送する。

（4）入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和7年8月18日（月）までに本市担当課まで書面を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内必着とする。

ウ 説明の求めがあった時は、令和7年8月19日（火）までに回答書を発送する。

（5）入札参加の辞退

入札参加資格審査申請書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和7年8月21日（木）入札開始までに電話にて本市担当課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

8 入札及び開札の場所及び日時等

（1）場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 第1入札室

（2）日時 令和7年8月21日（木）午前11時（時間厳守）

（3）開札 入札直後同室で入札者立会の下で行う。

9 入札に参加することができない者

（1）入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱により入札参加停止となった者

（2）入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱により入札参加除外となった者

（3）入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者

（4）入札の指定場所及び指定日時に出席しなかった者

（5）入札に参加することが適正でないと決定された者

1 0 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

1 1 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

1 2 入札の方法

- (1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)
- (5) 本市届出印以外の印鑑を用いて入札する場合は、代理人により入札することができる。その場合、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、本市届出印及び代理人印を押印すること。

①入札日及び件名

②届出の商号又は名称及び所在地

③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名

④代理人の氏名

※ 本市届出印を入札書に押印する場合、委任状は不要

※ 入札書、委任状は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

1 3 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。
- (3) 入札結果は、本市ウェブサイト（管理課ページ）で公表する。

1 4 契約事項

- (1) 落札者決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする（1円未満の金額は、1円に切り上げ）。

ただし、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

- ①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合
- ②契約金額が500万円未満の場合

1 5 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、東大阪市財務規則のほか、本委託業務に関係する一切の法令を遵守すること。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ②親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

1 6 担当課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市企画財政部資産経営室管理課

TEL 06-4309-3125

メールアドレス kanri@city.higashiosaka.lg.jp

管理課ウェブサイトアドレス

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/5-7-0-0-0_1.html